

3 保育施設事故見舞金制度

I型は天災危険、細菌性・ウイルス性食中毒、熱中症危険が補償されます!

(学校契約団体傷害保険(学校の管理下のみ補償)(フランチャイズなし)特約、保険料確定特約付普通傷害保険)

加入対象

保育所(園)、認定こども園、企業主導型保育所(園)

※子育てサロン、託児所(デパート、ベビーホテル等の一時預かりの施設をいいます)は「対象施設」となりません。また、保育所(園)であっても一時預かりの施設利用者は被保険者(補償の対象者)となりませんので、ご注意ください。



◆この制度の特長

保育園児が施設利用のため自宅を出発し、施設を利用して自宅へ帰るまでの間に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合を補償する制度です。

◆被保険者(補償の対象者)

施設に所属する保育園児全員
 なお、民間保育園の子育て支援事業の参加者は、制度④『民間保育園の子育て支援事業』参加者傷害補償制度にご加入ください。

- 契約方式は記名式でない方式(被保険者名を記名しない方式)です。
 在籍者名簿を備え付けることが条件となります。

◆お支払いの対象となる主な事故例

- 園庭で行われたレクリエーション中、園児が転倒して腕を骨折した。
- 園児がバス通学中、バスから降りたところをバイクにはねられ重傷を負った。

等

◆保険金額と保険料

加入限度口数は5口です。

保険金の種類	保険金額			
	I型		II型	
	天災危険補償※1	○	天災危険補償※1	×
	細菌性・ウイルス性食中毒補償※2		細菌性・ウイルス性食中毒補償※2	
熱中症補償※3	熱中症補償※3			
死亡・後遺障害保険金額	129.3万円		86.2万円	
入院保険金日額	800円		800円	
手術保険金	入院中の手術 : 入院保険金日額×10 入院中以外の手術 : 入院保険金日額×5			
通院保険金日額	500円		500円	
保険料(在籍人数1名 1口あたり)	1,000円		500円	
一時払保険料	1,000円×口数×平均在籍人数※4		500円×口数×平均在籍人数※4	

※1「I型」は天災危険補償特約がセットされておりますので、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も保険金をお支払いします。

※2「I型」は食中毒補償特約(学校契約団体傷害保険特約用)がセットされておりますので、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒をケガに含め、保険金をお支払いいたします。

※3「I型」は熱中症危険補償特約がセットされておりますので、日射または熱射による身体の障害の場合も保険金をお支払いいたします。

※4 平均在籍人数とは、直近会計年度の平均在籍人数をいいます。毎月1日時点における在籍人数の平均数(小数点第一位四捨五入)を加入申込票の『<申告内容>欄』にご記入ください。『保険料確定方式』のため、ご契約後の在籍人数が変更しても報告は不要です。

3 保育施設事故見舞金制度

(学校契約団体傷害保険(学校の管理下のみ補償)(フランチャイズなし)特約・保険料確定特約付普通傷害保険)

4 「民間保育園の子育て支援事業」参加者傷害補償制度

(行事参加者の傷害危険補償特約、保険料確定特約(包括契約特約用)付普通傷害保険)

共通事項

※印を付した用語については、27ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 (P20、P21★参照)	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用したの運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療によるものである場合には、保険金をお支払いします。)
後遺障害保険金	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合 (P20、P21★参照)	後遺障害*の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%~4%をお支払いします。 (注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあつた後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(●保育施設事故見舞金制度の「I型」には天災危険補償特約がセットされているため、支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって生じた肺炎 ●27ページの「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ ●宿泊のため宿泊施設に入ってから行事参加のため宿泊施設を出るまでの間のケガ (「4」『民間保育園の子育て支援事業』参加者傷害補償制度)の場合のみ など (注)●のII型にご加入の場合は細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
入院保険金	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合 (P20、P21★参照)	[入院保険金日額]×[入院*した日数]をお支払いします。 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする入院した日数は180日が限度となります。 (注2)入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
手術保険金	保険期間中の事故によるケガ*の治療*ため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術*を受けられた場合 (P20、P21★参照)	次の算式によって算出した額をお支払いします。 ① 入院*中に受けた手術*の場合 …[入院保険金日額]×10 ② ①以外の手術の場合 …[入院保険金日額]×5 (注)1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガ*について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。	
通院保険金	保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合 (P20、P21★参照) (注)通院されない場合で、骨折、脱臼、靭(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギプス等*を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。	[通院保険金日額]×[通院*した日数]をお支払いします。 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする通院した日数は90日が限度となります。 (注2)入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金をお支払いしません。 (注3)通院保険金をお支払いする期間中にさらに通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、通院保険金を重ねてはお支払いしません。	

- 既に存在していた身体の障害または病気の影響等によりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。
- すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
- 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の設定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

【●保育施設事故見舞金制度】の場合

特約名	特約の概要
★学校契約団体傷害保険(学校の管理下のみ補償)(フランチャイズなし)特約	学校の管理下(下記参照)にある間にケガを被った場合に限り、保険金をお支払いします。
天災危険補償特約(I型のみ)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*の場合も、保険金をお支払いします。
熱中症危険補償特約(I型のみ)	被保険者が、急激かつ外来による日射または熱射により身体に障害を被った場合に、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、および通院保険金をお支払いします。
食中毒補償特約(学校契約団体傷害保険特約用)(I型のみ)	被保険者が細菌性食中毒およびウイルス性食中毒になったことにより、被保険者が身体に被った傷害に対して保険金をお支払いします。ただし、学校の管理下外(この特約において通学中を含みます。)に吸入、吸収または摂取した場所に発生する細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を除きます。
保険料確定特約(学校契約団体傷害保険(学校の管理下のみ補償)(フランチャイズなし)特約用)	保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度または過去1年間の実績に基づき算出した保険料を領収し、保険期間終了後の確定精算を不要とする特約です。 (※事業(活動)を新規開始の場合は、本特約をセットせず保険期間満了後に確定精算を行います。)

保険金をお支払いする場合・お支払いしない主な場合

「学校の管理下」とは、次の学校の種別により、それぞれ次に掲げる間とします。

学校の種別	学校の管理下
児童福祉法に基づく保育所等、特定保育事業ならびに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定子ども園	<ul style="list-style-type: none"> ●学校(保育所等を含みます。)の授業^(※1)中 ●在校中^(※2) ●教育活動行事^(※4)への参加中 ●登下校中^(※5)

(※1)学校(保育所等を含みます。)の授業

保育等を含みます。また、正規の教育活動のほか、特別活動を含みます。

(※2)在校中

授業開始前、授業と授業の間または授業終了後において、学校施設^(※3)内にいる間をいいます。ただし、学校施設^(※3)内にいることについて、校長、園長、学長等が一般的に承認している場合に限ります。

(※3)学校施設

学校が教育活動のために所有、使用または管理している施設をいい、園児・児童・生徒・学生が居住している寄宿舎、合宿所等を含みません。

(※4)教育活動行事

学校の教職員が引率する行事で、教育委員会その他の機関または団体が行う教育活動行事をいいます。

(※5)登下校中

授業(上記学校種別で行われる授業をいいます。)、教育活動行事^(※4)、学校行事^(※6)のため、住居と学校施設^(※7)とを、合理的な経路および方法により往復している間をいいます(「学校契約団体傷害保険(学校の管理下のみ補償)(フランチャイズなし)特約」がセットされていますので、課外活動のために住居と学校施設^(※7)とを、合理的な経路および方法により往復している間も「登下校中」となります。)

(※6)学校行事

入学式、オリエンテーション、卒業式等教育活動の一環として学校の主催する各種の学校行事をいいます。

(※7)学校施設

学校施設^(※3)以外の場所で以下が行われる場合のその場所または所定の集合・解散の場所を含みます。

・教育活動行事^(※4)

・学校行事^(※6)

(「学校契約団体傷害保険(学校の管理下のみ補償)フランチャイズなし)特約」をセットした場合は、課外活動が行われる場合のその場所または所定の集合・解散の場所も含みます。)

【④「民間保育園の子育て支援事業」参加者傷害補償制度】の場合

特約名	特約の概要
★ 行事参加者の傷害危険補償特約	行事に参加している間*にケガを被った場合に限り、保険金をお支払いします。
包括契約特約 (毎月報告一括精算)	引受保険会社と社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会との間で締結している特約書の内容に基づき、包括的に補償内容を約定する方式です。
熱中症危険補償特約	被保険者が、急激かつ外来による日射または熱射により身体に障害を被った場合に、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、および通院保険金をお支払いします。
食中毒補償特約	被保険者が細菌性食中毒およびウイルス性食中毒により被った身体の障害もケガに含まれるものとして保険金をお支払いします。
保険料確定特約(包括契約特約用)	保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度または過去1年間の実績に基づき算出した保険料を領収し、保険期間終了後の確定精算を不要とする特約です。 (※事業(活動)を新規開始の場合は、本特約をセットせず保険期間満了後に確定精算を行います。)

5 従業員等の不誠実行為

保険金をお支払いする主な場合

被保証人が保険期間中に次のいずれかに該当した場合において、それにより被保険者の被った財産上の直接の積極的損害^(注)に対して保険金をお支払いします。

a.被保険者のためにその事務を処理するにあたり、被保険者またはその他の者に対して窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為(以下「不誠実行為」といいます。)を行ったこと。

b.自己の職務上の地位を利用して、被保険者またはその他の者に対して不誠実行為を行ったこと。

保険金お支払いの条件については、適用される特別約款・特約により異なる場合があります。詳細は普通保険約款・特別約款・特約でご確認ください。

(注)財産上の直接の積極的損害

被保証人の不誠実行為により直接既存の財産が減少するという形で受けた損害をいい、被保険者以外の者が被った財産上の直接の積極的損害に対して、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被った損害を含みます。

お支払いする保険金

お支払いする保険金として普通保険約款に定めているものは次のとおりです。ただし、適用される特別約款・特約によりその他の保険金が支払われる場合があります。詳細は普通保険約款・特別約款・特約でご確認ください。

a.被保証人の不誠実行為により被保険者の被った財産上の直接の積極的損害に対して、加入者証記載の支払限度額を限度として、保険金をお支払いします。ただし、同一被保証人が行いまたは加担した不誠実行為が、この保険契約とこの保険契約が引き継いだ前保険契約の保険期間のそれぞれにおいて行われたときは、この保険契約でお支払いする保険金は、この保険契約の支払限度額より前保険契約において支払うべき保険金の額を控除した差額が限度となります。

なお、損害の額は、損害の生じた地および時を基準として定めます。また、被保険者が被保証人に対して俸給、手数料、保証金等の債務を有する場合は、被保険者が被保証人に対して有する債権総額に対する損害の額の割合によってその債務を按分し、これを損害の額から控除した残額を基礎として保険金支払額を決定します。

b.不誠実行為または損害発生時において、引受保険会社は、次の事項のために被保険者が引受保険会社の承認を得て支出した必要または有益な費用を負担します。

ア.損害の発生および拡大の防止

イ.被保証人または第三者(身元保証人を含みます。)に損害賠償の請求をすることができる場合に、その権利の保全および行使に必要な手続をすること。